

はち丸ネットワーク

システム運用管理業務セキュリティポリシー

第一章 総則

第1条 目的

このセキュリティポリシーは、はち丸ネットワークの管理運営に関し、そのシステムの運用・管理に関する詳細を規定し、はち丸ネットワークの安定稼働と効果的な利用支援 を目的とする。

第2条 適用範囲

このセキュリティポリシーは、はち丸ネットワークを構成するクラウド設備の管理業務(以下「システム管理業務」という。)及び、このシステムの利用者支援業務並びに情報管理業務(以下「システム運用業務」という。)に適用する。

第3条 管理体制

はち丸ネットワークの運用・管理に係る委託契約事業者(以下「はち丸ネットワーク運用管理事業者」という。)は、前条のシステム管理業務及びシステム運用業務に関して責任を持つ「運用管理責任者」を選任する。

2 運用管理責任者は、その配下にシステム管理業務の実施管理を行う「システム管理者」、システム運用業務の実施管理を行う「システム運用者」を任命する。

3 運用管理責任者は、第1項及び第2項により定めた管理体制を一般社団法人名古屋市医師会(以下「サービス運用者」という。)に届出する。

第4条 教育・訓練

運用管理責任者は、システム運用業務またはシステム管理業務に携わる要員に対し、はち丸ネットワークに関する事項及び業務実施に関する事項について十分な教育・訓練を実施する。

第5条 管理規程などの提示

運用管理責任者は、はち丸ネットワークの運用・管理業務に係る管理資料及び手順資料をサービス運用者に提示し、承認を得る。

第6条 準拠する法令・ガイドライン等

はち丸ネットワークの提供にあたり、運用管理責任者は、下記に示す法令及びガイドラインを遵守し、準拠度チェックリストをサービス運用者に提示し、承認を得るものとする。

- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)
- ・ 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン 第2.0版 令和2年8月(令和7年3月改定)

なお、上記ガイドラインの遵守は、下記のガイドラインに記述された趣旨を理解した上で、実施する。

- ・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日通達、令和7年4月一部改正 個人情報保護委員会 厚生労働省)
- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版(令和5年5月)

第7条 資産台帳の整備、管理

はち丸ネットワーク運用管理事業所は、はち丸ネットワークを構成するクラウド設備システムに係る情報資産を確実に保護し、その情報セキュリティ(機密性、完全性、可用性)を確保することを目的に、そのクラウド設備を構成するハードウェア、ソフトウェアについて資産台帳を整備管理する。

第二章 物理的及び環境的セキュリティ

第8条 クラウド設備の設置場所

はち丸ネットワークを構成するクラウド設備は医療情報等処理保管する重要機器が含まれることから、以下の条件を満たすセキュリティ区画に設置する。

- 1 一般的な事務室との共用、または隣接を避けている。
- 2 危険物保管場所、火気施設、水道設備等のリスクの大きい場所から離れている。
- 3 設置場所の表示は最小限にとどめている。
- 4 出入り口は原則1ヶ所とし、施錠設備を設けている。
- 5 窓を設けることを避け、設ける場合は強化ガラスの使用などの対策をしている。
- 6 防犯カメラ、侵入報知器等の防犯設備を設置している。
- 7 コピー機、FAX など情報の複写、送信のための設備を設置していない。
- 8 外部の施設を利用する場合は、他組織の機器から隔離し、施錠できるようにしている。

第9条 設置場所の運用

クラウド設備設置場所の運用は次のとおりとする。

- 1 クラウド設備設置室及びはち丸ネットワーク用に隔離されたスペースは、不在時には施錠する。
- 2 クラウド設備設置室への入室は、認証装置等により特定のものに制限する。
- 3 入室制限を受けている者の入室に対しては、運用管理責任者が許可し、入室可能な者が同伴する。
- 4 入退室履歴を記録する。
- 5 クラウド設備設置室内では許可なしに撮影、録音をしない。
- 6 クラウド設備設置室内には、必要なもの以外を置かない。
- 7 はち丸ネットワーク用に隔離されたスペースの鍵は鍵管理者が管理する。

第10条 電源設備の点検

クラウド設備管理者は、クラウド設備用の電源設備の点検作業を定期的実施する。

第三章 システム運用業務とそのセキュリティ

利用者等の的確な管理と利便性の向上を図ることを目的とし、第 11 条～第 15 条をシステム運用業務とする。その他システム運用に必要な事項はサービス運用者と協議し対応を行う。

第 11 条 利用者及び施設管理

利用者及び施設の管理は、原則として施設管理者が行うものとする。ただし、施設管理者からの要請があり、かつやむを得ない事情がある場合、システム運用者は当該利用者の本人確認を行い、以下の作業を実施する。(別紙 1 図 1 ①)

- 1 利用者の追加に際しては、別紙 2 の要件を利用者に案内し、利用者から指定された I D・パスワードを登録する。
- 2 利用者の削除に際しては、その要求に対して速やかに削除する。
- 3 利用者のパスワードの変更に際しては、パスワード変更画面を案内する。
- 4 利用者の登録内容の更新作業を行う。
- 5 施設の登録内容の更新作業を行う。
- 6 クライアント証明書の発行操作を行う。

第 12 条 ポータル管理

システム運用者は、サービス運用者からポータルサイト情報の変更要求が送られてきた時、以下のことを実施する。(別紙 1 図 1 ②)

- 1 ポータルサイト中に登録されている情報構成の変更など表示画面の設計を要する場合は、その設計について、サービス運用者と協議する。
- 2 表示画面の設計が不要で内容変更のみの場合は、その要求に対し、速やかに対応する。
- 3 新規追加情報、更新情報については、トップページで新規情報あるいは既存情報の更新が明記されるよう合わせて変更する。

第 13 条 問合せ対応

システム運用者は、月曜日から金曜日(祝祭日と、5 月 1 日、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く)までの 9:00～17:00 の間、サービス運用者及び利用者からの以下の内容に答える体制(ヘルプデスク)を整える。(別紙 1 図 1 ③)

- 1 システム利用開始時の問合せ
- 2 システム仕様に関する問合せ
- 3 システム概要に関する問合せ
- 4 システム利用に関する問合せ
- 5 参加医療施設の案内
- 6 利用者情報の問合せ
- 7 障害対応・復旧時間の問合せ対応 など

なお、システム運用者は、それぞれの問合せとその対応について記録する。

第 14 条 その他システム運用に必要な対応

第 11 条～第 14 条以外にシステム運用上必要な事項は、システム運用者とサービス運用者の協議のうえ、対応を行う。

第四章 システム管理業務とそのセキュリティ

はち丸ネットワークを構成するクラウド設備システムに関係する情報資産を確実に保護し、その情報セキュリティ(機密性、完全性、可用性)を確保することを目的とし、第 16 条～第 22 条をシステム管理業務とする。その他システム管理に必要な事項はサービス運用者と協議し対応を行う。

第 15 条 トラブル対応

システム管理者は、システム管理業務の中で発見したセキュリティ上の問題、システムの異常（事故・故障等）、システム運用者から不具合の連絡を受けた場合、以下の事項を実施する。(別紙 1 図 2 ①)

- 1 システムの異常または不具合の状況を確認する。
- 2 原因を分析し、その復旧のため関係箇所(メーカ、ベンダー、システム構築など)と連絡し、早期復旧に努める。
- 3 利用者等の利用に影響が及ぶ場合は、状況に応じて利用者へ周知、及び別紙 3 のとおり電話・FAX・e-mail 等により状況、復旧予定などを報告する。
- 4 システム管理業務の一環で対応できない再発防止策が必要と思われる場合は、その内容を整理しサービス運用者に報告する。それらを受け、サービス運用者は必要に応じて臨時の調整会議会を召集し、事故防止の対策を検討する。

第 16 条 セキュリティ区画管理

システム管理者は、はち丸ネットワークの維持管理等に伴って直接クラウド設備に対する作業を実施する必要がある場合、以下の事項を遵守する。(別紙 1 図 2 ②)

- 1 クラウド設備設置室への入退管理ルールに従うこと。
- 2 ラックは常時施錠し、作業に当たっては鍵管理者による鍵の貸し出し許可を受ける。
- 3 鍵の管理は鍵管理者が実施する。

第 17 条 受け入れ

システム管理者は、システムを新規に受け入れる場合または改善後に受け入れる場合、以下の事項を実施する。(別紙 1 図 2 ③)

- 1 システム管理業務として規定された業務の具体的な実施方法またはその変更事項の確認。
- 2 受け入れるシステムが仕様通り正常に稼働することの確認及び改善の場合は既存システムへの悪影響がないことの確認。
- 3 受け入れる資産台帳(ハードウェア、ソフトウェア、アプリケーションプログラムなど)の整備。
- 4 受け入れるシステムについて、システムファイルのバックアップの確保。

第 18 条 維持管理

システム管理者は、受け入れたシステムのハードウェア及びソフトウェアに対する以下の維持管理を実施する。(別紙 1 図 2 ④)

- 1 ハードウェアに対しては、メーカーの指示に従い定期的なリブートなどの維持管理を行い記録する。
- 2 ソフトウェアに対しては、メーカー等からの指示に従い、バグ対応やセキュリティホール対応などの維持管理を行い記録する。
- 3 ソフトウェアの維持管理を実施した時は、システムファイルのバックアップを確保する。
- 4 システムデータについては、第 19 条に規定した受け入れ時及び変更時にバックアップを取り、1 年間保管する。

第 19 条 データ・バックアップ

システム管理者は、システム内にて一時保管している利用者の複製診療情報(以下「アプリケーションデータ」という。))について以下のデータ・バックアップ処理を行う。(別紙 1 図 2 ⑤)

- 1 クラウドサービスのスナップショットによるバックアップの取得を行う。
- 2 自動データ・バックアップ作業を行う日時については、予めサービス運用者の承認を受けるものとする。必要に応じて、サービス運用者からの承認後、データ・バックアップの日時をポータルサービスにより予め利用者に周知する。
- 3 データ・バックアップ作業時については、はち丸ネットワークのすべて又はその一部のサービスを停止することができるものとする。また、システム停止を伴う作業が発生する場合は、その内容を予め利用者に周知する。

第 20 条 運転・監視

システム管理者は、受け入れたシステムの運転操作(起動停止など)及びシステムの稼働監視(生死監視など)を以下により実施する。(別紙 1 図 2 ⑥)

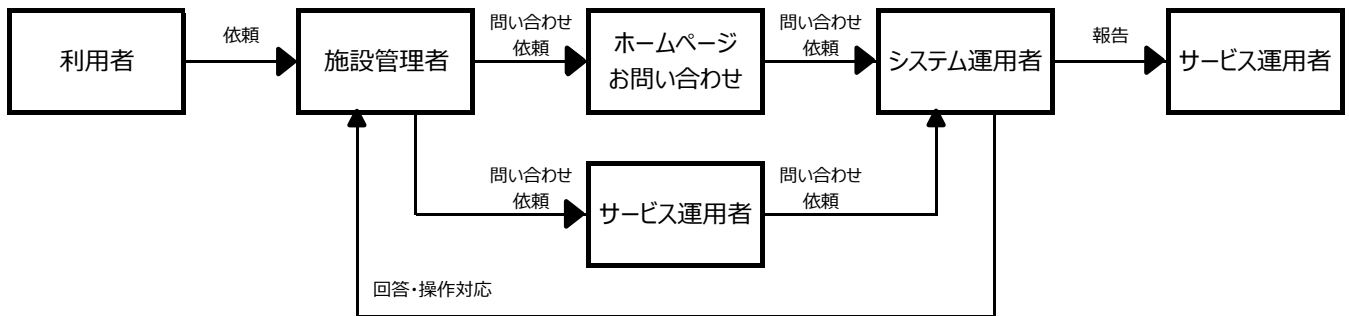
- 1 システムの運転操作は自動となっているので、はち丸ネットワークのシステム内からアプリケーションデータの削除処理及びシステムの異常等によりシステム停止を要する時のみ、手動運転操作とする。
- 2 システムの稼働監視は、Ping による 5 分毎の生死監視、15 分毎のシステムアプリケーションの応答監視、さらにファイア・ウォールのアクセス・ログの定期的チェックとする。
- 3 必要な運転手順書はシステム管理者がいつでも参照できるよう常備する。

第 21 条 その他システム管理に必要な対応

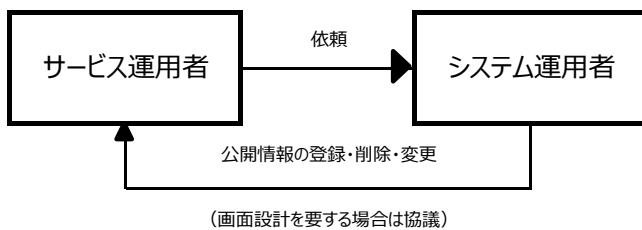
第 16 条～第 21 条以外にシステム管理上必要な事項は、システム運用者とサービス運用者の協議のうえ、対応を行う。

システム運用業務

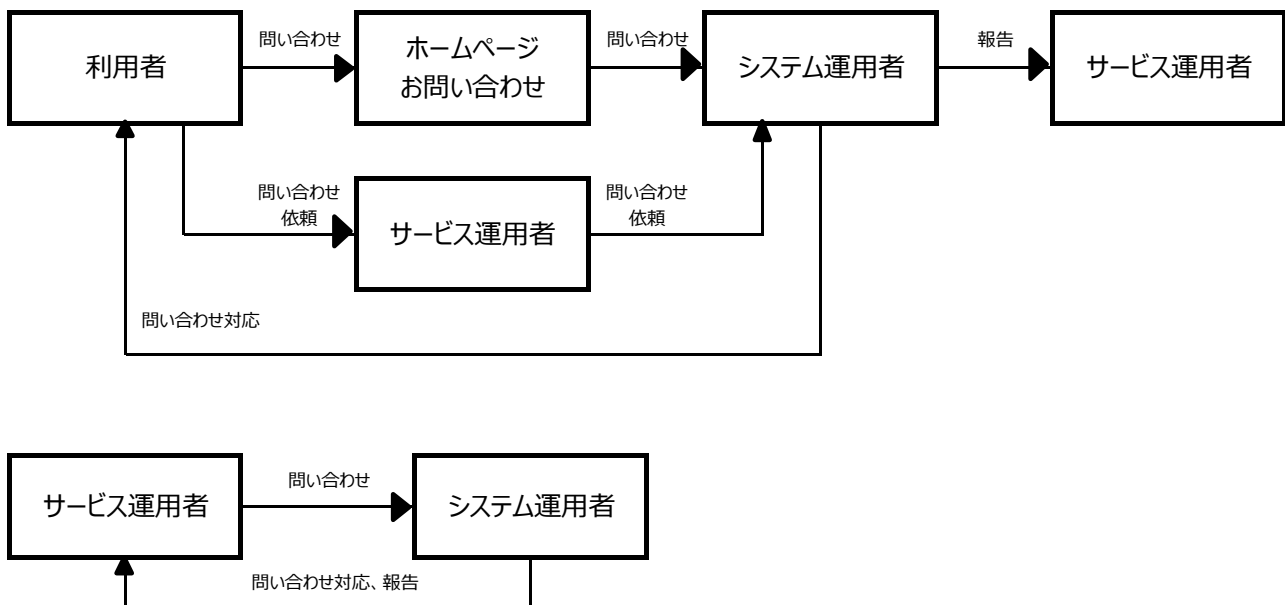
① 利用者及び施設管理



② ポータルサイト情報の登録・削除・変更（ポータル管理）

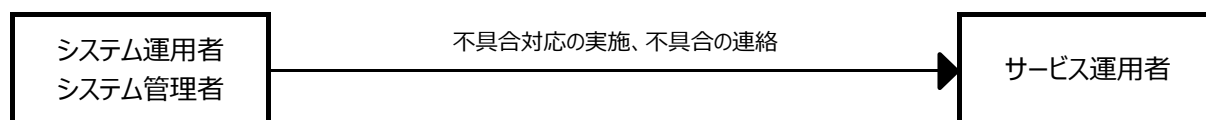


③ 利用者等の問い合わせ対応

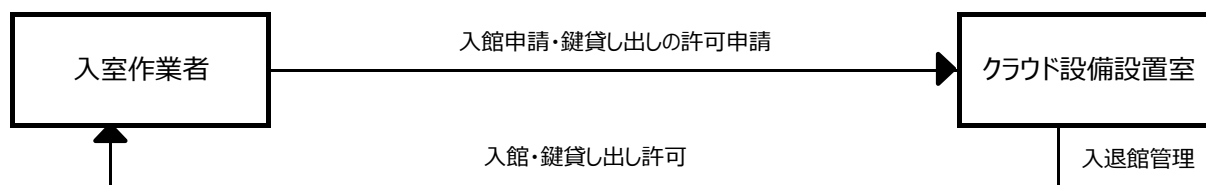


システム管理業務

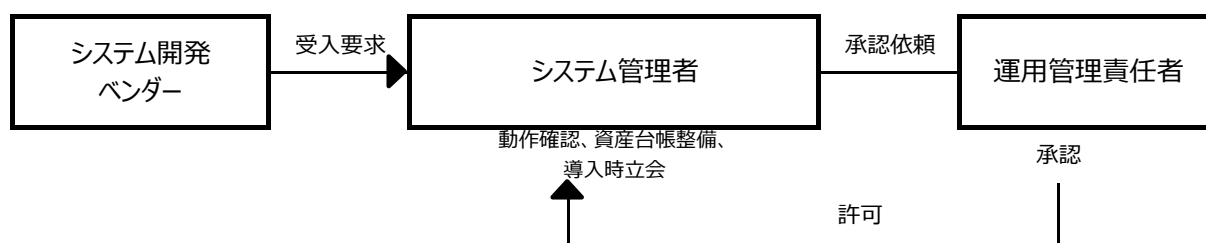
① トラブル対応



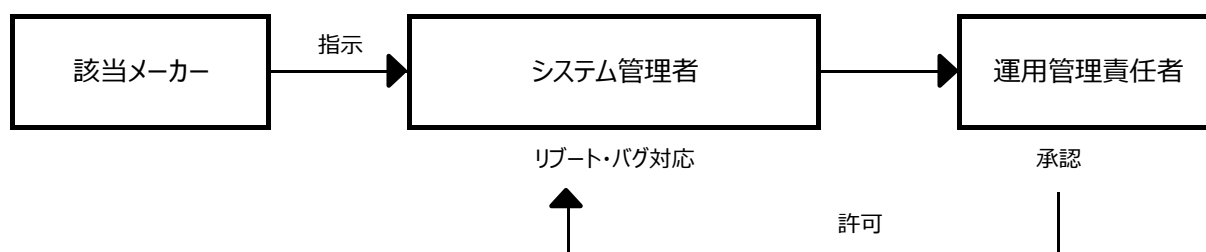
② セキュリティ区画の入退館管理



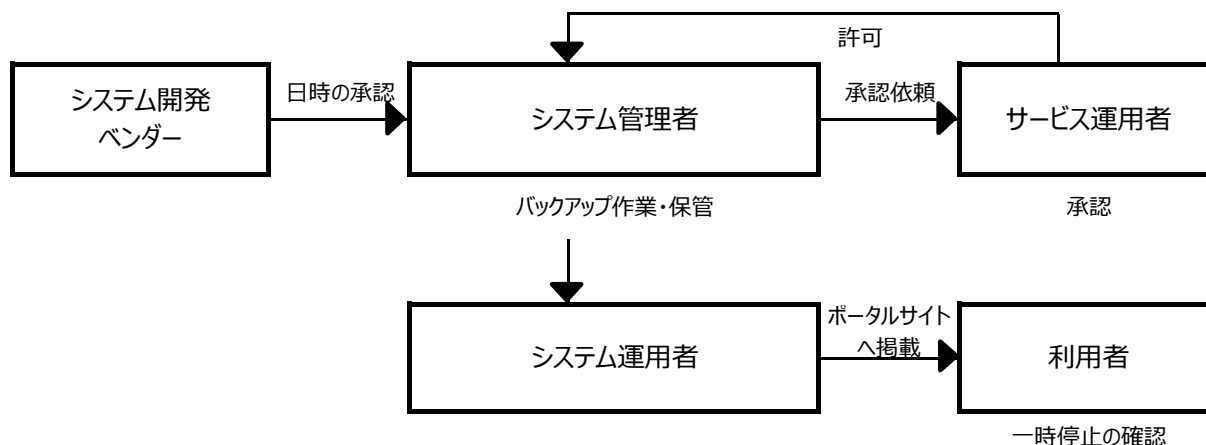
③ 新たなシステムの受け入れ



④ 維持管理

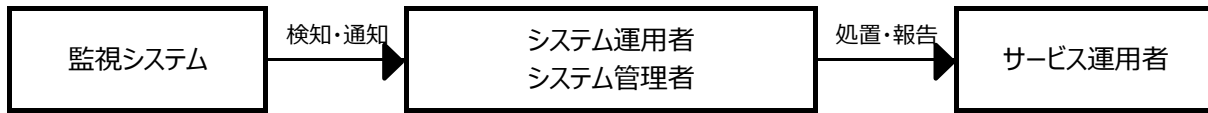


⑤ データ・バックアップ



システム管理業務

⑥ 運転監視



(別紙 2)

利用者ID及びパスワードのコード要件

個人を特定できる利用者に対し、以下のユーザーID及びパスワードを登録する。

利用者識別番号 (ユーザーID)	英数字記号組み合わせ不問 10文字以上255文字以下 使用可能な記号 - = ^ ~ [] { } / ? ! " # \$ % & () + * : , . _ @
暗証番号 (パスワード)	英数字記号を少なくとも1個ずつ 8文字以上26文字以下 使用可能な記号 - = ^ ~ [] { } / ? ! " # \$ % & () < > + * : , . _ @

障害時などの連絡体制図

